

弁護士 山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第32回

形式不備、裏書不備、呈示期間経過後など

とは、手形所持人が呈示期間内に支払のための手形呈示をしたにもかかわらず、支払を拒絶されたときに、同手形の裏書人に対して手形金の請求をすることができる権利です。

るためには、次の要件を満たす
ことが必要です。

①支払のための適法な呈示がな
されていること。

②支払を拒絶されたこと。

③遡求権が消滅時効に係ってい
ないこと（消滅時効は満期日
から1年です）。

手形・小切手は二ついて(3)
今回、手形不渡りと遡求について説明します。

支払のため呈示期間内に手形を呈示したが、支払銀行で支払を拒絶されることを「手形の不渡り」といいます。

不渡りの事由には以下の3つがあります。

②第2号不渡り
資金不足、取引無し

契約不履行（振出人が、手形受取人の契約不履行を理由に手形の支払を拒絶することです）

詐欺、盜難、偽造、変造、印鑑相違、金額欄記載方法相違、約束手形用紙相違

③第3号不渡り

所持していた手形が不渡処分となつたとき、所持人はどうすれば良いのでしょうか。

そこで行われるのが、遡求権、以下「遡求権という」の行使です。遡求権

不渡届を出された者が、6ヶ月以内に2回目の不渡りを出すと、銀行取引停止処分（不渡り分）となります。

同処分を受けた者は、手形交換所に加盟しているすべての銀行と2年間当座勘定取引や貸付取引ができなくなります。ほとんどの場合に、倒産ということになります。

手形提出人が、第1号不渡りや第2号不渡りを出した後、直ちに手形金額と同額の「異議手形預託金」を銀行に預けないと不渡届が手形交換所に出されます。

ができる権利です。
前回述べたように、手形は、
振出人→受取人 || 第1裏書人→
(第1裏書人の) 被裏書人 || 第2裏書人→
(第2裏書人の) 被裏書人→…というように、転々譲り

逆求の通知

そして、この遡求に對して手形金額を支払った裏書人は、自分より前の裏書人に對して、同金額を支払えと請求できます。これを「再遡求」といいます。

渡されるものです。手形が不渡となつたときは、手形所持人は、その手形の裏書き人となつた者すべてに對して、手形金額を支払えと請求が出来るとのことです。これが「遡求」です。すなわち、裏書人は、手形所持人に対し、連帶債務に類似する義務を負つてゐることになります。

遡求をするためには、あらかじめ遡求義務者に対して、遡求の通知をしておかねばなりません。遡求義務者に対して資金の準備をさせるとともに、遡求金額が増大しないように、(満期日から年6分の利息が発生)自ら進んで償還する機会を与えるためです。



お気軽に
ご相談
ください

- 契約書
- 債權回收
- 勞務問題
- 知的財產
- 倒產・再生
- 顧問契約

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

予約電話受付  想談予約専用  <http://www.mifushima-kigyo.com>

年中無休
月～土曜
午前9時～午後8時
祝日も営業
フリーダイヤル
0120-7834-09

◆相談料：30分5,000円 ◆債務整理相談料無料

- ◆相談料：30 分 3,000 円 ◆債務整理相談料無料
- ◆交通事故初回 1 時間相談料無料

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

TEL 082-223-0695 FAX 082-223-0695